

**社会貢献活動促進事業業務委託
「公募型プロポーザル方式」公告
企画提案公募要領**

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、内容を審査のうえ、最良の提案をしたもの隨意契約の相手方の候補者とする手続きを実施します。

なお、この募集は、山梨県議会の令和8年2月定例会に提出した令和8年度当初予算案が議決された場合に、速やかに事業を実施できるようにするため、予算成立前に手続きを行うものです。

当該業務に係る予算が議決されなかった場合は、本業務を執行しないものとします。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和8年2月17日

1 業務概要等

(1) 業務名　社会貢献活動促進事業業務
(2) 業務目的　全国的な少子高齢化に起因して、地域コミュニティの希薄化や地域活力の低下が懸念される一方で、地域の課題は複雑多様化しており、県民・企業・NPOなど単体で解決するのは困難であり、多様な主体の連携が必要である。

本業務は、本県において社会貢献を志す者に対し、相談を通じた伴走支援を行うことにより、取組の具体化を促進するとともに、個人・団体の社会貢献活動を支援するセミナーの開催及び参加者相互の交流を行うことで、地域課題の解決や、多様な主体による新たな事業の創出を促進するものである。

(3) 業務内容　別紙「社会貢献活動促進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 契約期間　令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 委託料上限額　金3,112,285円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限であり、
契約時の予定価格を示すものではない。

(6) スケジュール

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 企画提案公募開始 | 令和8年 2月17日（火） |
| ② 質問受付期限 | 令和8年 2月27日（金）午後5時 |
| ③ 参加申込書受付期限 | 令和8年 3月 2日（月）午後5時 |
| ④ 質問最終回答期限 | 令和8年 3月 5日（木） |
| ⑤ 企画提案書提出期限 | 令和8年 3月18日（水）午後5時 |
| ⑥ 審査 | 令和8年 3月23日（月） |
| ⑦ 審査結果通知 | 令和8年 3月24日（火） |
| ⑧ 契約締結、事業着手 | 令和8年 4月 1日（水） |

2 企画提案公募要領等の配布

「山梨県総合県民支援局まなび支援課」ホームページからダウンロードすること。

URL: <https://www.pref.yamanashi.jp/shigaku-kgk/index.html>

3 応募資格

企画提案に参加する者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年山梨県告示第67号）に規定する物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されている者又は契約までに名簿に登載見込みの者であること。
- (3) この公告の日から企画提案審査の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (4) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (7) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (8) 事業計画、資金調達、広報戦略等、社会貢献活動に関する幅広い知見を有するほか、現に課題解決型講座を実施する等、本委託事業を適切に履行できる者であること。

4 企画提案への参加申し込み

本企画提案への参加を希望する者は、応募資格を有することを証明するため、企画提案参加資格確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出し、企画提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書に添付する書類

- ① 誓約書（様式第2号）
- ② 役員名簿（様式第3号）
- ③ 物品等競争入札参加資格審査申請書の写し（参加申込書の提出時点で、物品購入等入札参加有資格者名簿に登載されていない者のみ提出すること）
- ④ 会社概要等がわかる資料（例：会社概要紹介パンフレット等）

(2) 提出期限

令和8年3月2日（月）午後5時（必着）

（3）提出場所

山梨県総合県民支援局まなび支援課 地域づくり・NPO担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 県庁本館2階

（4）提出部数及び提出方法

書面により企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）及び4（1）を正本1部、副本1部提出すること。

持参又は郵送・宅配により提出することとし、4（2）の提出期限までに必着のこと。

持参の場合は、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日（以下、「県の休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること（以降の持参による提出の場合も同様とする）。

持参以外の方法で提出した場合は、到達したことを13の問合せ・連絡先に電話で確認すること。

（5）結果通知

参加資格審査結果は、令和8年3月6日（金）以降にすべての申請者に対し郵送にて通知する。

5 質問の受付

本企画提案及び仕様書に対し質問がある場合には、社会貢献活動促進事業に関する質問票（様式第4号）に記載の上、電子メールにて送信すること。その際、件名を「社会貢献活動促進事業に関する質問（法人名）」とすること。なお、電話や口頭による質問は受け付けない。

（1）質問の送付先

山梨県総合県民支援局まなび課地域づくり・NPO担当

メールアドレス：npo★pref.yamanashi.lg.jp

※ メール送信時は、★を@に置き換えること

（2）受付期間

令和8年2月17日（火）から2月27日（金）午後5時まで（必着）

（3）質問に対する回答

質問に対する回答は、県が応募資格を有すると確認した者すべてに対し、電子メールで行う。

（4）留意事項

質問の内容は簡潔で分かりやすく記載すること。

質問票を添付した電子メール送信後に、電話にて受信確認を行うこと。

質問の内容についての確認をメール等にて行うことがあるので、その場合は速やかにメールにて返信すること。

6 企画提案書の提出

企画提案は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

（1）企画提案書

企画提案書は、「仕様書」及び「社会貢献活動促進事業業務委託企画提案書作成要項」に基づき作成すること。

(2) 提出部数及び提出方法

書面により6部（正本1部、副本5部）を提出すること。

提出は、持参又は郵送・宅配により行い、6（4）の提出期限までに必着のこと。

持参以外の方法で提出した場合は、到達したことを13の問合せ・連絡先に電話で確認すること。

合わせて、企画提案書及び見積書の電子データを13のメールアドレスあてに提出すること。

(3) 提出書類

① 企画提案書かがみ（様式第5号）

② 企画提案書（任意様式）

③ 類似業務実績報告書（様式第6号）

④ 見積書（任意様式）

(4) 提出期限

令和8年3月18日（水）午後5時（必着）

(5) 提出場所

山梨県県総合県民支援局まなび支援課 地域づくり・NPO担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 県庁本館2階

(6) 企画提案書の提出辞退

参加資格確認申請書提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「辞退届出書（様式第7号）」を企画提案書の提出期限までに、6（5）の提出場所へ提出すること。

7 企画提案プレゼンテーション

社会貢献活動促進事業業務委託に係る企画提案審査会において、提案のあった企画提案書に基づき、対面もしくはオンラインによるプレゼンテーションを実施し、その企画提案を審査する。

(1) 日 程 令和8年3月23日（月）（予定）

(2) 開催方法 対面もしくはオンライン（WEB会議システム）

※開催方法等詳細は、企画提案書を提出した者に対し、別途通知する。
(3) その 他 時間は1法人あたり30分以内とし、説明時間20分、質疑時間10分以内とする。

提出した企画提案書の内容等についてプレゼンテーションすることとし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

やむを得ない事情等がある場合を除き、プレゼンテーションに欠席、または、開催時刻までに参加しない場合は選考から除外する。

8 審査基準

企画提案の評価項目と各項目に対する評点は、別紙「審査基準表」のとおりとし、評価の得点が最も高い者を最優秀提案者とする。

得点が同点の者が生じた場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。

9 審査結果通知

(1) 審査結果

審査の結果は、全ての企画提案者へ書面により通知するものとする。その上で、後日選定結果をホームページで公開する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

10 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合の企画提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に企画提案書類等を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合などの不正行為又は参加に際して事実に反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (5) 企画提案審査会の委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に關し援助を求めたとき。
- (6) 本要項に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後において、次のいずれかに該当するとき。
 本要項に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
 企画提案書類等に虚偽の記載をしたとき。

11 契約に関する事項

- (1) 審査により最優秀提案者として決定された者を優先交渉権者として交渉を行い、随意契約により契約を締結する。契約交渉の際、企画提案書の内容を踏まえ仕様書を変更するものとし、合意に至った場合は、本委託業務の契約手続きを行う。
- (2) 優先交渉権者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と交渉を行い、前項に準じて契約する。
- (3) 契約書は2通作成し、双方記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

12 その他

- (1) 必要に応じて参加申込みに関する照会を行う場合があるため、速やかに対応すること。
- (2) 契約保証金は契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、山梨県財務規則第109条の2各号に該当する場合は免除とする。
- (3) 提出された企画提案書類等は返却しない。
- (4) 本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 契約の候補者として選定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するため、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (6) 企画提案書類等の内容については、協議の上、本業務の仕様書に反映する場合がある。
- (7) 参加申し込み及び企画提案に関する説明会は行わない。

- (8) 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- (9) 災害等、不測の事態が生じた場合は、本業務に関する手続きを延期することがある。
- (10) 企画提案及び契約手続き、並びに、業務実施において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (11) 委託業務の一部を一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、山梨県の承認を受けた場合は、この限りでない。

13 問合せ・連絡先

山梨県総合県民支援局まなび支援課地域づくり・NPO担当
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁本館2階
電話：055-223-1350（直通）
メールアドレス：npo★pref.yamanashi.lg.jp
※ メール送信時は、★を@に置き換えること